

中央市若者世帯定住奨励金に関するよくある質問

(1) 中央市若者世帯定住奨励金について

Q1：この奨励金における「定住」とはどのような定義ですか。

A1：中央市若者世帯定住奨励金における「定住」とは、**5年以上住む**ことを前提に本市内の住所
地を住民基本台帳に登録して、生活の拠点を置くことをいいます。

Q2：この奨励金における「若者世帯」とはどのような世帯ですか？

A2：本奨励金における「若者世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯を指します。

①本奨励金の交付申請日時点で夫婦の年齢がともに40歳未満である世帯

②本奨励金の交付申請日時点で40歳未満の父親または母親と中学3年生以下の子どもが同居している世帯

(2) 定住奨励金の交付対象となる住宅について

Q3：どういった住宅が定住奨励金の対象となりますか？

A3：中央市若者世帯定住奨励金の対象となる住宅は、市内において建築された一戸建てで次の条件を満たすものが対象となります。

①新築住宅または建売住宅であること

②玄関、居室、キッチン、トイレ、風呂を備えていること

③居住部分の延べ床面積が50平方メートルを超えていること

Q4：併用住宅は奨励金の対象となりますか？

A4：併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が居住部分である場合に対象となります。

Q5：中古住宅は奨励金の対象となりますか？

A5：中古住宅は本奨励金の対象となりません。

Q6：居住していた持家住宅が老朽化したために住宅を新築した場合、奨励金の対象となりますか？

A6：「既存住宅の建て替え」は対象になりません。

Q7：親との共有名義で2世帯住宅を建築した場合、奨励金の対象となりますか？

A7：共有名義による住宅の取得の場合、若者世帯の持分割合の合計が1/2以上である場合に対象となります。

Q8：親が所有・居住する敷地内に子世帯が新たに住宅を建築する場合、奨励金の対象となりますか？

A8：建築する住宅の所有が若者世帯であれば対象となります。

Q9：生活の本拠は別にあるが、1年のうち数か月間居住するために住宅を建築する場合、奨励金の対象となりますか？

A9：別荘などのような一時的に使用するために建築される住宅は対象となりません。

Q10：賃貸、販売を目的として住宅を建築する場合、奨励金の対象となりますか？

A10：対象となりません。

(3) 定住奨励金の交付対象者について

Q11：定住奨励金の交付を受けられる人(交付対象者)はどのような人ですか？

A11：定住奨励金の交付対象者は次の全てに該当する人です。

①若者世帯の世帯主

②平成31年4月1日以降に交付の対象となる住宅を取得し、定住する

③交付の対象となる住宅を取得するのに、金融機関から10年以上かつ1,000万円以上の住宅ローンを借り入れている

Q12：交付対象者に該当しても交付を受けられない場合がありますか？

A12：定住奨励金は次の場合、交付の対象外となります。

①過去にこの定住奨励金の交付を受けたことがある人および住宅

②対象住宅が公共工事などによる立退きによるもので、その公共補償等を受けた場合

③交付対象者またはそのご家族が市税などを滞納している場合

Q13：「交付の対象となる住宅を取得」するとは、具体的にどのような行為を指しますか？

A13：「交付の対象となる住宅を取得」するとは、対象住宅の所有権に係る登記が完了することを指します。具体的には、所有権の保存登記が完了することを指します。よって、定住奨励金の交付の対象となる住宅は、平成31年4月1日以降に所有権の保存登記がなされた住宅となります。

Q14：平成31年3月に所有権の保存登記まで完了しましたが、住民票を移して居住し始めたのは4月です。この場合、定住奨励金の対象となりますか？

A14：定住奨励金の交付に係る基準日は、所有権の保存登記がされた日となります。平成31年3月に所有権の保存登記が完了している場合は、定住奨励金の対象となしません。

Q15：住宅を全額自己資金にて購入し、住宅ローンの借り入れをしませんでした。この場合、定住奨励金の対象となりませんか？

A15：定住奨励金の交付対象者の要件として、対象住宅の取得時に金融機関から10年以上かつ1,000万円以上の住宅ローンを借り入れていることとしています。住宅を全額自己資金で購入されている場合は、定住奨励金の対象となりません。

(4) 定住奨励金の額について

Q16: 定住奨励金の額はいくらですか？

A16: 定住奨励金の額は 25 万円です。ただし、対象住宅に住所を移した日から起算して過去 3 年間に中央市に住所を有していない場合は 25 万円を加算し、合計 50 万円となります。

Q17: 対象住宅に住所を移した日から起算して過去 3 年間は中央市に住所がありませんでしたが、それ以前に中央市に居住していたことがあります。この場合は、奨励金の加算に該当しませんか。

A17: 対象住宅に住所を有した日から起算して過去 3 年間に中央市に居住していたことがなければ、奨励金の加算の対象となります。

(5) 定住奨励金の交付について

Q16: 定住奨励金の交付申請を行うにあたって、提出が必要な資料はどのようなものがありますか？

A16: 定住奨励金の交付申請は、中央市若者世帯定住奨励金交付申請書に以下の書類を添付して提出して下さい。

- (1) 住民票の謄本(新住所のもので原本)
- (2) 対象住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- (3) 対象住宅の登記全部事項証明書の写し
- (4) 対象住宅に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 対象住宅の所在地図と外観写真
- (6) 対象住宅の平面図
- (7) 転入者の場合は、申請日の属する年度の前年度における申請者の市区町村民税の納税証明書
- (8) 同意書(様式第 2 号)
- (9) 誓約書(様式第 3 号)
- (10) その他市長が必要と認める書類

Q17: 定住奨励金の交付申請は、いつまでに行えばいいですか？

A17: 定住奨励金の交付申請は、対象住宅を取得した日から起算して 3 ヶ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

(例) 交付の対象となる住宅を取得した日(所有権保存登記日)が平成 31 年 6 月 10 日の場合
6 月 10 日から起算して 3 ヶ月を経過する日は 9 月 9 日となり、その日の属する月(9 月)の末日までということから、平成 31 年 9 月 30 日までに交付申請を行う必要があります。

Q18: 定住奨励金の交付を受ける口座を交付申請者以外の名義の口座に指定できますか？

A18: できません。定住奨励金の交付を受ける口座は、交付申請者本人の口座に限ります。

(6) 定住奨励金の取り消し及び返還について

Q19: 定住奨励金の交付決定を取り消されるのはどのような場合ですか？

A19: 交付対象者が以下の内容のいずれかに該当した場合は、定住奨励金の交付決定が取り消されます。

- (1) 中央市若者世帯定住奨励金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為等により定住奨励金の交付を受けたとき
- (3) その他、市長が取り消しを相当と認める事由があったとき

Q20: 定住奨励金の交付決定が取り消された場合、定住奨励金の返還はありますか？

A20: 定住奨励金の交付決定が取り消された場合、交付取消しとなった日までににおける対象住宅への居住年数によって定住奨励金の返還が発生します。

| 交付申請日から交付取消しとなった日 までににおける対象住宅への居住年数 | 返還額 |
|--|------------------|
| 1年未満 | 交付した定住奨励金の全額 |
| 1年以上2年未満 | 交付した定住奨励金の5分の4の額 |
| 2年以上3年未満 | 交付した定住奨励金の5分の3の額 |
| 3年以上4年未満 | 交付した定住奨励金の5分の2の額 |
| 4年以上5年未満 | 交付した定住奨励金の5分の1の額 |

(7) その他

Q21: 中央市若者世帯定住奨励金事業はいつまで実施されますか？

A21: 中央市若者世帯定住奨励金事業は平成31年度から平成33年度までの3年間に限定して実施する事業です。

Q22: 中央市若者世帯定住奨励金事業は何を目的に実施されるのですか？

A22: 中央市若者世帯定住奨励金事業は、中央市が平成27年度に策定した「中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において進める若い世代への子育て支援及び移住定住促進の具体事業として実施されます。

Q23: 定住奨励金の交付を受けた場合、確定申告等は必要ですか？

A23: 定住奨励金は、所得税法上は「一時所得」とみなされます。一時所得に係る所得税の計算は、一時所得の総額から特別控除である 50 万円を差し引き、残った額の 1/2 が課税対象となります。その年に得た一時所得が 50 万円以下であれば、課税所得は 0 円となり課税されませんが、本奨励金以外にも一時所得があり、その総額が 50 万円を超える場合は、確定申告が必要となります。詳しくは、甲府税務署又は中央市役所税務課までお問い合わせください。

Q24: 定住奨励金の交付を受けた場合、住宅借入金等特別控除に影響がありますか？

A24: 平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得に関して補助金等の交付を受ける場合には、補助金等の額をその住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除することとされています。

定住奨励金は、中央市内における新築住宅の取得に対して交付されるものであり、住宅借入金等特別控除の規定における「補助金等」に該当しますので、住宅借入金等の規定の適用を受ける場合には、住宅の取得価額から定住奨励金の交付額を控除して計算する必要があります。

また、「すまい給付金」といった定住奨励金以外の住宅関連税制の規定の適用を受ける場合も同様となります。詳しくは、甲府税務署又は中央市役所税務課までお問い合わせください。

: